

## 第七二回

### 参第四号

理学療法士及び作業療法士法の一部を改正する法律（案）

理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

（理学療法士国家試験の受験資格）

第十一条 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（以下「大学」という。）（短期大学を除く。次条第一号において同じ。）において、理学療法に関する正規の課程を修めて卒業した者
- 二 次条第一号に該当した後、更に、大学において、二年以上在学し、かつ、厚生大臣の指定した理学療法に関する科目の単位を修めた者
- 三 外国の理学療法に関する学校を卒業し、又は理学療法士の免許に相当する外国の免許を受けた者で、厚生大臣が第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

（作業療法士国家試験の受験資格）

第十二条 作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 大学において、作業療法に関する正規の課程を修めて卒業した者
- 二 前条第一号に該当した後、更に、大学において、二年以上在学し、かつ、厚生大臣の指定した作業療法に関する科目の単位を修めた者
- 三 外国の作業療法に関する学校を卒業し、又は作業療法士の免許に相当する外国の免許を受けた者で、厚生大臣が第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

第十四条中「並びに第十一条第一号及び第二号の学校又は理学療法士養成施設の指定並びに第十二条第一号及び第二号の学校又は作業療法士養成施設の指定に関し必要な事項」を削る。

第十五条第一項中「保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条」を「保健師法（昭和四十九年法律第 号）第十六条」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを削り、第七項を第三項とし、第八項を第四項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。  
(受験資格の特例)
  - 2 この法律の施行の際現に改正前の理学療法士及び作業療法士法（以下「旧法」という。）第十一条の規定に該当する者又はこの法律の施行後次の各号のいずれかに該当するに至つた者は、当分の間、改正後の理学療法士及び作業療法士法（以下「新法」という。）第十一条の規定にかかわらず、理学療法士国家試験を受けることができる。
    - 一 この法律の施行の際現に旧法第十一条第一号に規定する学校又は理学療法士養成施設であるものにおいて、三年以上修業し、かつ、厚生大臣の指定した理学療法に関する科目を昭和五十四年三月三十一日までに修めた者
    - 二 作業療法士その他政令で定める者で、この法律の施行の際現に旧法第十一条第二号に規定する学校又は理学療法士養成施設であるものにおいて、二年以上修業し、かつ、厚生大臣の指定した理学療法に関する科目を昭和五十六年三月三十一日までに修めたもの
  - 3 この法律の施行の際現に旧法第十二条の規定に該当する者又はこの法律の施行後次の各号のいずれかに該当するに至つた者は、当分の間、新法第十二条の規定にかかわらず、作業療法士国家試験を受けることができる。
    - 一 この法律の施行の際現に旧法第十二条第一号に規定する学校又は作業療法士養成施設であるものにおいて、三年以上修業し、かつ、厚生大臣の指定した作業療法に関する科目を昭和五十四年三月三十一日までに修めた者
    - 二 理学療法士その他政令で定める者で、この法律の施行の際現に旧法第十二条第二号に規定する学校又は作業療法士養成施設であるものにおいて、二年以上修業し、かつ、厚生大臣の指定した作業療法に関する科目を昭和五十六年三月三十一日までに修めたもの
- (関係法律の整理等)
- 4 前二項に規定するもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

## 理 由

理学療法士及び作業療法士の資質の向上を図るため、理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験の受験資格を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。